

食品安全委員会第657回会合議事録

1. 日時 平成29年 7 月11日（火） 14：00～14：24

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 1 品目

CPR株を利用して生産されたL-シトルリン

（厚生労働省からの説明）

・肥料 1 案件

普通肥料の公定規格の改正について

（農林水産省からの説明）

（2）食品安全委員会の運営について（平成29年 4 月～ 6 月）

（3）その他

4. 出席者

（委員）

佐藤委員長、山添委員、山本委員、石井委員、堀口委員、村田委員

（説明者）

厚生労働省 森田新開発食品保健対策室長

農林水産省 野島農産安全管理課課長補佐

（事務局）

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、

吉岡評価第二課長、池田評価情報分析官、渡辺リスクコミュニケーション官、

橘評価調整官

5. 配付資料

資料 1－1 食品健康影響評価について

資料 1－2 CPR株を利用して生産されたL-シトルリンに係る食品健康影響評価について

資料 1－3 普通肥料の公定規格の変更に係る食品健康影響評価について

資料2 食品安全委員会の運営について（平成29年4月～6月）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第657回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

また、厚生労働省から森田新開発食品保健対策室長、農林水産省から野島農産安全管理課課長補佐に御出席いただいております。

なお、事務局で幹部の人事異動がありましたので、まず、事務局から紹介をお願いいたします。

○川島事務局長 7月10日付になりますけれども、事務局次長として小平が、評価第二課長として吉岡が、情報・勧告広報課長として箴島が、リスクコミュニケーション官として渡辺が、それぞれ着任し、また、本日11日付になりますけれども、評価第一課長として吉田が着任しております。

箴島情報・勧告広報課長は、本日出張のため欠席しておりますけれども、新任者から一言御挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

○小平事務局次長 事務局次長として参りました小平と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田評価第一課長 本日付で評価第一課長を拝命いたしました吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 評価第二課長の吉岡です。よろしくお願いいたします。

○渡辺リスクコミュニケーション官 リスクコミュニケーション官を拝命しました渡辺です。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 では、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第657回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は4点ございます。

資料1－1が「食品健康影響評価について」、資料1－2が「CPR株を利用して生産されたL-シトルリンに係る食品健康影響評価について」、資料1－3が「普通肥料の公定規格

の変更に係る食品健康影響評価について」、資料２が「食品安全委員会の運営について（平成29年４月～６月）」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年１月10日の委員会資料１の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（１）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料１－１にありますとおり、厚生労働省から７月６日付で遺伝子組換え食品等１品目、農林水産省から同じく７月６日付で肥料１案件について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、厚生労働省からの評価要請品目、遺伝子組換え食品等１品目について、厚生労働省の森田新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○森田新開発食品保健対策室長 新開発保健対策室の森田でございます。よろしくお願いいたします。

本日、御説明申し上げますのは、CPR株を利用して生産されたL-シトルリンでございます。資料１－２を御覧ください。

食品の概要のところでございますけれども、本品目は、L-シトルリンの生産性を向上さ

せるため、*Escherichia coli* KY8227株を宿主とし、L-シトルリンの生合成に関与する遺伝子の導入等を行ったCPR株を利用して生産されたL-シトルリンでございます。

利用目的及び利用方法でございますけれども、従来のL-シトルリンと相違なく、錠剤、顆粒等の形態で、栄養補助食品として利用されるということでございます。

備考のところでございます。今回、これは食品として分類されるものでございますけれども、本品目につきましては、製造過程で最終的に遺伝子組換え微生物が除去されていること及び非タンパク質性の食品、これはアミノ酸の一種であることと、2点目として、比較対象とした現行流通品、これはL-シトルリンでございますけれども、それと同様に、食品添加物公定書規格に準じた自主規格により管理され、添加物として指定されているアミノ酸類と同等もしくはそれ以上の高度な精製度であるということでございます。

ちょっと補足をいたしますと、添加物として指定されているアミノ酸類ということで、例えばL-アルギニンということで定められている規格ということで比べた場合に、それと遜色ない項目を設定しており、また、内容として純度などはそれと同等以上のものになっているということでございます。

そうしたことですので、その次の「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に準じて取り扱い得るものではないかと考えているところでございます。

なお、食品安全委員会において、本品目について、比較対象とした現行流通品、これはL-シトルリンでございますけれども、それと同等の安全性が確認され、「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断された場合におきましては、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き」第3条第5項の規定に基づきまして、組換えDNA技術を応用した食品に該当しないものとしてみなす予定としております。以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見あるいは御質問がございましたら、お願いいたします。

山添委員、どうぞ。

○山添委員 今回の諮問に関してですが、申請者が自主規格としてこのL-シトルリンを定めていらっしゃると思うのですが、自主規格で管理しているL-シトルリンと今回の評価対象のL-シトルリンが安全上同等であるかについて評価を依頼するものと理解してよろしいのでしょうかということと、もう一つは、申請者が比較対象としたこれまでのL-シトルリンは、厚生労働省としても適切なものであると判断されているのかどうかについて、お答えいただければと思います。

○森田新開発食品保健対策室長　今回お願いしたのは、遺伝子組換え食品としての安全性評価ということでございますので、従来品との比較ということになりますと、従来品としましては、GMではないL-シトルリンとしての比較ということになろうかと考えております。

また、従来のL-シトルリンは非GMでやったものでございますけれども、企業からの情報によりますと、毎年100 t以上の生産があるということで、その中で健康被害の情報は得られていないということでございますので、今のところ、特に何か問題が生じているような状況ではないと考えてございます。

○佐藤委員長　よろしいですか。

○山添委員　結構です。

○佐藤委員長　他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

森田室長、どうもありがとうございました。

続きまして、農林水産省からの評価申請品目、肥料1案件について、農林水産省の野島農産安全管理課課長補佐から説明をお願いいたします。

○野島農産安全管理課課長補佐　農林水産省農産安全管理課の野島と申します。

まず、説明の冒頭に当たりまして、本来ですと当課、農産安全管理課の課長が参りまして御説明するところでございますが、本日、所用により出席することができませんでしたので、私がかわりに御説明を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1－3に基づき御説明をさせていただきます。

今回は、「液体副産窒素肥料」について、「食品工業において副産されたもの」を追加し、これに伴いその他の制限事項に「牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。」及び「牛の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。」を追加するとともに、当該肥料の種類の名称を「液状副産窒素肥料」とする公定規格の改正でございます。

経緯を御説明させていただきます。

普通肥料の公定規格については、肥料取締法第3条第1項の規定に基づき、肥料の種類ごとに、含有すべき主成分の最小量または最大量、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量等が定められているところでございます。

本件は、食品用のアミノ酸の製造工程において副産される発酵廃液を液状のまま肥料と

して利用できるようにするため、現行の公定規格「液体副産窒素肥料」に、「食品工業において副産されたもの」を追加するものです。このアミノ酸発酵廃液を濃縮・乾燥したものは、既に副産窒素肥料として一般的に流通しておりますが、アミノ酸発酵廃液を液状のまま肥料として利用する場合は、適合する規格が定められておりません。このことから、今回、改正をするものです。また、本件肥料については、その性状が一定程度水分を調整し、懸濁液状であることから、肥料の種類の名称を「液体副産窒素肥料」から「液状副産窒素肥料」に変更することとしております。

なお、繰り返しになりますが、今回追加する「食品工業において副産されたもの」は、乾燥すれば副産窒素肥料としてその使用が認められているもので、ほ場において既に相当期間の使用の実績がございます。

また、「食品工業において副産されたもの」を追加することにより、食品由来の牛肉等が混入されることが想定されるため、食品工業において副産されるものを原料とする他の規格と同様に、その他の制限事項に「牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。」及び「牛の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。」を追加します。

今後の方針ですが、貴委員会の回答を受けた上で、公定規格の告示の改正に係る所要の手段を進めることとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 幾つか簡単なことをお伺いしたいのですが、1つは、「食品工業において副産されたもの」と書いてあるのですが、これはアミノ酸の発酵廃液なので、実際には餌というか飼料などにも結構使うと思うのですが、そういうものが入るのか入らないのかということが1点。

それから、アミノ酸発酵廃液を用いた、そこからつくる液状副産窒素肥料の製造方法というのですか。何かするのかということ。

それに関連してなのですが、アミノ酸発酵する時にはどういう微生物を使っているのか。遺伝子組換えしているのかしていないのかとか、当然ながら除菌か殺菌しているのだと思うのですが、そのあたりのことを教えてもらえますでしょうか。

○野島農産安全管理課課長補佐 お答えいたします。

1つ目ですが、今回追加するのは食品工業に由来する原料ということで、同じア

ミノ酸の廃液であっても、飼料工業でつくられた飼料添加物などの廃液を使うということはありません。

2つ目ですけれども、今回の原料であるアミノ酸発酵液と、これを用いた液状副産窒素肥料の製造方法について、簡単に御説明をさせていただきます。まず、アミノ酸発酵に用いる糖などの原料に、発酵させるための菌を添加して培養いたします。アミノ酸が生成された発酵液からアミノ酸を取り出すことで食品のアミノ酸が生成されます。アミノ酸を取り出した後の発酵廃液を乾燥したものは、既に副産窒素肥料として一般的に流通しており、発酵廃液を乾燥せずに液状のまま肥料とするものが、今回の液状副産窒素肥料でございます。

3つ目の質問ですけれども、発酵に用いた菌は、食品衛生法に基づく安全性審査を経た組換えDNA技術により生成された菌です。環境放出に関しましては、カルタヘナ法との関係が生じ得るものですが、本件については、セルフクローニングであると定められた所定の手続に基づき、企業が判断をしております。セルフクローニングとは、細胞に移入する核酸として、当該細胞が由来する生物と同一の分類学上の種に属する生物の核酸のみを用いて加工する技術により生成されたものであり、自然界でも起こり得る組換えに該当するものであり、カルタヘナ法施行規則第2条により、遺伝子組換え生物を得るために利用される技術の適用外になるものでございます。

なお、発酵液からアミノ酸を抽出する際の処置によって、発酵廃液中の当該菌が死滅することを確認しております。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ただ今の農林水産省からの御説明と、それから質疑によって追加された内容を踏まえますと、本件については、「液体副産窒素肥料」の原料として「食品工業において副産されたもの」を追加することについては、既に他の種類の普通肥料において「食品工業において副産されたもの」を原料とするものの使用が認められており、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることが第1点、それから、その他の制限事項に「牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。」及び「牛の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。」を追加することについては、必要な管理措置が講じられるための変更であること。第3点としては、当該肥料の種類の名称を「液状副産窒素肥料」とすることについては、実態に合わせた変更であることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる旨を農林水産大臣に通知することとしてよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続を進めてください。

野島課長補佐、どうもありがとうございました。

(2) 食品安全委員会の運営について(平成29年4月～6月)

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全委員会の運営について(平成29年4月～6月)」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○松原総務課長 資料2でございます。

食品安全委員会の開催につきましては、月ごとに状況を整理してございます。

1ページ及び2ページにおいては、4月に食品健康影響評価の要請又は結果の通知が行われた案件が掲げられてございます。結果の通知が行われた案件は、添加物「過酢酸製剤」を始め添加物6品目、農薬3品目、動物用医薬品1案件及び清涼飲料水3品目でございます。4月には、これらの他、BSE対策に関する調査結果等について、厚生労働省及び農林水産省から報告が行われてございます。

3ページ及び4ページにおいては、5月に食品健康影響評価の要請又は結果の通知が行われた案件が掲げられてございます。結果の通知が行われた案件については、農薬「2,4-D」を始め農薬7品目、動物用医薬品1品目及び遺伝子組換え食品等5品目でございます。5月には、これらの他、六価クロムワーキンググループを設置する旨の決定が行われてございます。

5ページ及び6ページにおいては、6月に食品健康影響評価の要請又は結果の通知が行われた案件が掲げられています。結果の通知が行われた案件は、食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正等に関する事項の他、農薬1品目、動物用医薬品3品目、特定保健用食品1品目及び飼料添加物1案件でございます。6月においては、この他、平成29年度食品安全委員会運営状況報告書の決定が行われてございます。

7ページ及び8ページにおきましては、専門調査会等の運営状況について、専門調査会等ごとに開催回数及び調査審議案件が掲げられてございます。

9ページにおいては、意見交換会の開催等に関する状況が掲げられてございます。意見交換会については、欧州食品安全機関(EFSA)等の協力を得まして、食品安全に関する国際協力の在り方に関するシンポジウムが開催されるとともに、消費者庁等と共催でリスクコミュニケーションに関する会が開催されてございます。

講師派遣については4回行われ、そのうち1回については委員長にも御講演いただいて

いるところでございます。

食品安全モニター会議については、2回開催されてございます。

10ページ以降については、情報提供に関する状況が掲げられてございます。

Facebookについては、4月及び5月においてそれぞれ12記事、6月において17記事が提供され、閲覧件数については、それぞれ約4万9,700件、約5万4,500件、約7万5,400件と相当に増加しているところでございます。

ブログについてでございますけれども、4月において9記事、5月において10記事、6月において15記事が提供され、それぞれ約4,200件、約3,300件、約4,300件の閲覧があったところでございます。

メールマガジンについては、引き続き、約1万人の方々に対し、4月においては弁当による食中毒に関する記事を、5月においてはペットボトルの飲み残しに関する記事を、6月においてはジャガイモによる食中毒に関する記事を配信してございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等がございましたら、お願いいたします。

4月26日の国際会議なのですけれども、共催団体EFSAと書かなくていいのですか。EFSAが共催のような感じがしていたのですが。

○松原総務課長 広報等においては共催とは明示されていませんでしたが、実態や御指摘を踏まえ、その旨記載することと致します。

○佐藤委員長 分かりました。

他にどなたか御質問等はございませんか。よろしいですか。

こうして見ると、3カ月で随分いろいろなアクティビティーがあったなという感じがいたします。

(3) その他

○佐藤委員長 それでは、次ですけれども、その他の議事として、フェローの委嘱について、私から報告をいたします。

7月9日付で委員会の事務局次長を退任された東條功氏ですけれども、今後も委員等からの求めに応じて必要な知見の提供を行っていただくことが適当と考えられることから、今回、平成28年6月7日委員会決定としていただきました「シニアフェロー及びフェローの委嘱について」に基づき、同氏をフェローとして委嘱することとしたいと考えておりま

す。

皆様方、いかがでしょうか。本件について何か御質問等がありましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいですね。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 それでは、事務局はこの件について手続を進めてくださるようお願いいたします。

他に議事はありませんか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週 7 月 18 日火曜日 14 時から開催を予定しております。

なお、専門調査会の開催は予定されておられません。

以上をもちまして、第 657 回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。